第

4836

号



1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2013年)平成25年10月18日 金曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所/顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: $\underline{\text{http://www.zeirishi-miwa.co.jp}}$

◆ 特殊関係使用人に対する給与の取扱い

Q:私の息子は役員ではありません。使用人としての給与を支給しようと思っていますが、税務上どのように取り扱われますか?

A:その給与のうち、過大であると認められる部分は損金の額に算入されません。

【解説】

法人税では、役員に対する給与については、 損金算入に制限を設けていますが、使用人に 対する給与については、原則として、損金算 入を認めています。

しかし、使用人に対する給与をすべて損金 算入にしてしまうと、本来役員に対して支給 するべきであった給与を使用人である役員の 親族に過大な給与を支給するなどして、所得 の分散を図ったり、法人税の節税がなされた りしますので、法人税では、役員と特殊関係 にある使用人(特殊関係使用人)に対して支給 する給与については、その給与の額のうち不 相当に高額と認められる部分の金額について は、損金の額に算入しないという取扱いを設 けています。

特殊関係使用人とは、次に該当する者をいいます。

- ①役員の親族
- ②役員と事実上婚姻関係と同様の関係にある 者
- ③①及び②以外の者で役員から生計の支援を 受けているもの
- ④②及び③の者と生計を一にするこれらの者の親族







